



法人こおりやま

2017. 11

第473号



題名/今も残る絆(F6号) 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。
もっと積極的な経営をめざしたい。
社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様を
支援する全国組織、それが**法人会**です。
随時、新入会員を募集しておりますので、
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
ご紹介お願いいたします。



郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)

詳しくは事務局又は、ホームページで!

目次

税務署ニュース

税についてちょっと考えてみよう!
「税を考える週間」 2

税のミニ通信

交通事故の損害賠償金について 3

法人会平成30年度 4

税制改正提言事項

トピックス 8

税務署ニュース

「税を考える週間」

税について「ちょっと」考えてみよう!

「税を考える週間」

11月11日-11月17日

今年のテーマは「くらしを支える税」です

ドラマ仕立ての動画で見る



税について考えてみよう



国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら

検索



1人に1つ。マイナンバー マイナンバー制度についても紹介中

税務署へ申告書や申請・届出書を提出する都度、「マイナンバー」*又は「法人番号」の記載が必要です。
*マイナンバーを記載した申告書などを提出する場合には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



国税庁
www.nta.go.jp

*上記コードのURLは今後変更する場合があります。

郡山税務署からのお知らせ

国税庁では、11月11日(土)から17日(金)までを「税を考える週間」として、様々な広報施策を実施します。

テーマは、昨年に引き続き「くらしを支える税」です。

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、税に関するいろいろな番組を配信しております。ぜひ、ご覧ください。

詳しくは、国税庁ホームページ www.nta.go.jp へ

税のミニ通信

交通事故の損害賠償金について

あってはならないが、もしもの時に備えて考えておかないといけない事に、会社の車両で交通事故を起こしてしまった時、他の人に迷惑をかけてしまい損害を与えた時に、会社が損害を与えた人に対して、損害賠償金を支払った場合、税務上の取り扱いについては、業務遂行との関連性や故意、過失の重大性に依りて扱いが異なる事がある。

まず、業務の遂行に関連する場合で、上記の様に故意や重大な過失性に基づかないものである時は、会社が支出した損害賠償金は損金の額に算入される。

しかし、故意であったり重大な過失に基づくものである時は、その人(役員及び使用人)に対する立替金とされる。

それでは、業務遂行に関連しないときは、故意または重過失有無に関係なく、その人(役員及び使用人)に対する立替金とされる。

立替金の取扱いについて、会社が支出した損害賠償金が役員及び使用人に対する立替金とした場合、その方々の支払能力からみて、求償できない状況にある場合、その全部もしくは一部に相当する金額を貸倒れとして、損金経理した場合には、その処理が認められる。

また、損害賠償金相当額を立替金(債権)とせずに全額損金の額に算入した場合でも、認められる。

ただし、貸倒等とした金額のうち、役員及び使用人の支払能力等からみて、回収が確実であると認められる部分の金額については、役員及び使用人に対する給与とされる。

損害を受けた相手方と示談交渉中等で、事業年度終了日までに賠償金の額が未確定の場合であっても、事業年度終了の日までに賠償額として相手側に提示した金額に相当する金額については、未払計上により、損金の額に算入する事は認められる。ただし、保険金等により補てんされる金額が明らかな部分の金額は除く事となる。

重大な過失の有無については、その者の職業的地位、加害当時の状況、侵害した権利の内容、取締法規の有無等の具体的な事情を考慮して、その者が払うべき注意義務の程度を判定し、不注意の程度が著しいかどうかを判定することとされている。

尚、自動車等の運転者が無免許無資格運転、スピード違反、酒気帯び運転、信号無視等、道路交通法に著しく違反する事。

また、会社が超過積載の指示、整備不良車両の運転の指示、その他道路交通法に定める義務に違反することにより、他人の権利を侵害した場合には、それぞれの者に重大な過失があったものとする事は論を俟たない。



東北税理士会郡山支部
税理士 水野 文夫

超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、 適正な負担と大胆な受益の抑制を!

法人会

平成30年度 税制改正提言



法人会では、このほど平成30年度税制改正に望む法人会の声を提言としてまとめました。
法人会が戦後設立されてから、毎年欠かさずことなく、私たち中小企業が望む税制への改正点をまとめ、訴え続けてきました。
こうした政府・国会への税制オピニオン活動は、その多くが税制改正として実現をみてきています。

税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて
政府の「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太の方針2017）は、財政健全化目標を変更した。これまでの「2020年度までに基礎的財政収支（プライマリーバランス（P/B）を黒字化し、その後、債務残高対GDP比を安定的に引き下げる」から、2020年度P/B黒字化を維持しつつ、「同時に債務残高対GDP比の引き下げを目指す」としたのである。
財政健全化はフローとストック両面から進めねばならないから、P/Bと債務残高の改善を目標とするのは当然である。しかし、債務残高対GDP比の引き下げにP/B黒字化と「同時」という文言が加わったことで、健全化目標は大きく変質したとされる。

内閣府が本年7月に示した新たな「中期の経済財政に関する試算」によると、P/Bは2020年度で8.2兆円の赤字が残り黒字化目標は絶望的である。
一方の債務残高対GDP比は今年度の189.5%から179.3%へと低下していく。高い名目成長率の想定と異次元緩和持続による利払い費低下などを勘案すれば当然の帰結といえる。
すでに2018年度のP/B赤字対GDP比1%程度という中間目標の達成は、消費税引き上げ再延期などにより不可能とみられており、今回の目標変更は2020年度目標未達成の批判を和らげる狙いと指摘が多い。

「債務残高対GDP比」は債務残高が増加しても名目成長率がそれより高ければ一時的に引き下がることから、歳出拡大圧力を誘引する側面もある。
また、いざれ金融が引き締めに向かえば、現在と逆のパターンをたどり債務残高対GDP比が上昇に転じることに留意せねばならない。
昨年度の国の税収は当初予算を大幅に下回ったうえ、前年度実績をも割り込んでおり、高成長を背景とした税の自然増収に頼る財政健全化計画は急速に説得力を失いつつある。真の財政健全化を達成するためにはP/B黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。
(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
(2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行う

べきである。
 (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。

仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえに財政の悪化要因にもなる。

政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。

医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

その意味で、診療報酬と介護報酬の同時改定の年となる来年度は、今後の給付抑制を占ううえでの試金石といえる。とりわけ、診療報酬は引き下げ要因をこれまで「薬価」のマイナス改定に依存してきただけに、医師の人件費にあたる「本体」にどう切り込むかが焦点となる。

社会保障と税の一体改革工程表との関係では、消費税引き上げが再延期される一方で、保育士や看護士の待遇改善などの充実策が先行実施された。これらの施策は少子化対策として必要不可欠ではあるが、安定財

源の同時確保が何より重要である。

また、「骨太の方針2017」が盛り込んだ「幼児教育・保育の早期無償化」に向け、その財源として検討対象となっている「子ども保険」の創設についても、慎重であるべきと考える。

この種の財源としては税の方が妥当との意見や、保険料の負担面で世代間に不公平が生じるなどとの意見が強いからである。

超高齢化社会が到来した今、社会保障は「公助」に多くを頼るのではなく、「自助」「共助」の役割をどう組み合わせていくかが重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした視点を踏まえた客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するため診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。

さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推

進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、消費税引き上げが必要なことは指摘した通りである。

しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであり、改めてこうした経緯を想起する必要がある。

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。行革が遅々として進んでいないようにみえるのは、この精神を忘れているからである。

衆議院では選挙制度改革をめぐる「1票の格差」是正を目的にした定数の見直しは行われたが、抜本的な議員定数削減には至っていない。

ない。

税金が含まれている政治資金についても、不適切とされる支出が近年目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

もはや改革の先送りは許されない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%

程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。

これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であり、インボイスについても単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるので、導入の必要はない。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企

業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出、②少子高齢化や人口減少社会の急進展、

③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化、④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成年度税制改正で29.97%（平成

の条件となった賃金引き上げや対日投資促進などで、さらに明確な成果を引き出す対策が求められる。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。

今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入る必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。

0万円程度に引き上げる。

- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済

30年度29.74%）となり、政府目標の「20%台」が実現した。

このため、税率引き下げ

社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事者条件として他の一般財産と

切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

Ⅲ 地方のあり方

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る。地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。

深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正

を図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。

その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。ただ、地域活性化策として一部で評価されている「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。総務省が本年4月、過剰な返礼品に一定の制限を設けたのは当然の措置といえる。

また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

財政調整基金など地方の基金残高総額が21兆円（27年度決算）に膨らんだことも、「地方は国の仕送り（地

方交付税）を貯金している」として問題視されている。

総務省では各地方公共団体の基金増加の背景や要因を把握・分析することになっているが、国のPBが大幅赤字で地方のそれが黒字という財政状況を考えれば、地方交付税総額の相応の削減は避けて通れまい。

そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。

地方に必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程

度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。



法人会全国大会福井大会

10月5日、福井県産業会館で第34回法人会全国大会福井大会が開催された。当日は、佐川宣寿国税庁長官はじめ多数の来賓が出席し、全国各地の会員あわせて1,800人が参会。当会からは伊野会長はじめ3名が参加した。

第一部の記念講演会では、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏が「今後の政治と経済の行方」と題し講演を行った。

第二部の式典では、福井県連の伊東忠昭会長、全法連の小林栄三会長のあいさつに続き、税制改正提言の報告、青年部会による租税教育活動の報告が行われた。最後に「中小企業の活性化に資する税制」「本格的な事業承継税制の創設」などを中心とする平成30年度税制改正(P4～7参照)の実現を望んだ大会宣言を行った。



法人会全国大会「福井大会」式典

税を考える週間記念 田村地区合同特別講演会開催

10月19日、田村支部・三春支部・小野支部の合同講演会を三春交流館「まほら」にて開催した。メディア等で活躍しているハワイ育ちのルース・マリー・ジャーマン氏を講師に迎え「日本人が世界に誇れる33のこと」と題し、在日30年のルーシーから見た、日本人が知らない日本の素晴らしさについて講演した。

日本では当たり前で平凡な事でも、外国人にはうけることもあるので、情報を発信し続けることが重要である。また、日本人に必要なことは持っている価値観を変えることでなく、その価値観を説明することが外国人に受け入れられるポイントであると語った。

最後に、駅で迷っている外国人に対する英会話を実践。日本人の英語は発音がきれいなのでわかりやすいので、自信をもって外国人と会話をしてほしい。と、エールを送り講演を終えた。



講師のルース・マリー・ジャーマン氏

けんたくんのワンワンお作法教室

女性部会(阿部尋子部会長)は10月13日に、学校法人 三春学園 認定こども園 三春幼稚園で年長児を対象とした「けんたくんのワンワンお作法教室」を開催した。

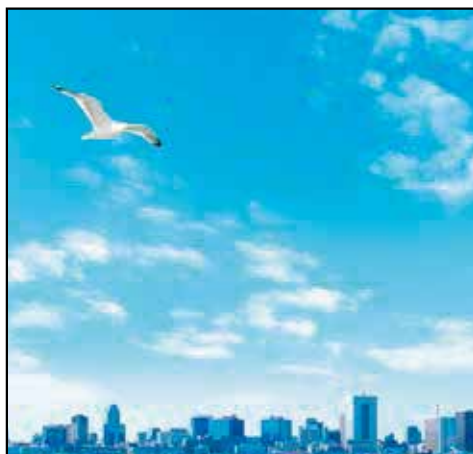
はじめに、お茶の話聞いて、いよいよ抹茶の体験。自分でたてた抹茶をいただく「おいしい!」「にがーい!」と、いろいろな歓声が飛び交った。

終了後、園児よりお礼のお手紙、そして手話を交えた歌のプレゼント。純粋な心で、キラキラと瞳を輝かせて一生懸命に歌う園児の姿に、参加した部会員は、心が洗われたようだった。

自分がいただく前に次の方へ「お先に」「どうぞ」とあいさつをする「思いやりの心」、お茶をたててくれた方へ「感謝の心」の大切さを伝えられた良い機会となった。



「けんたくん」
法人会の
イメージキャラクター犬



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
TEL 024-922-0860

AIU 損害保険株式会社
Member of AIG

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F) TEL 024-932-0822